

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会 議事録

■日時 令和4年11月30日（水）午前10時00分～午後0時28分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、宮越第二部会長、池本委員、日下委員、玄委員、小林委員、高橋委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、森川委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

1 答 申

「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動及び風環境に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告 (11 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	GLP昭島プロジェクト	令和4年10月5日
	多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業	令和4年10月26日
2 事後調査報告書	虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その2）	令和4年9月30日
	勝どき東地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その1）	令和4年10月24日
	東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業（工事の施行中その6）	令和4年10月26日

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会
速 記 録

令和4年11月30日（水）

Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○椿野アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、「東京都環境影響評価審議会」総会に御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 12 名¹の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これにより、令和 4 年度第 9 回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお祈りいたします。

○柳会長 はい、分かりました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がいます。なお、本会での傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○椿野アセスメント担当課長 傍聴の方、入場しました。

○柳会長 ただいまから令和 4 年度東京都環境影響評価審議会第 9 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件と受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。この案件は、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、齋藤第一部長から報告を受けることといたします。

それでは、齋藤第一部長、よろしくお祈りいたします。

○齋藤第一部長 それでは、説明させていただきます。

まず、資料 1 を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 はい。それでは、事務局から朗読させていただきます。資料 1 を御覧ください。

令和 4 年 11 月 30 日

¹ この後、委員 2 名が途中出席し、14 名の出席となった。

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋藤 利晃

「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙でございます。

「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和4年5月31日に「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測では、その寄与率は高く、A-2地区と接する南西側敷地境界付近で環境基準上限値となるなど、大気環境への負荷も高いことから、排出ガス対策型建設機械の使用等、予測の前提とした環境保全のための措置を確実に履行すること。また、その他の環境保全のための措置についても徹底を図り、工事施行中

の環境への影響の低減に努めること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は、騒音・振動レベル合成量が最大となる工事着工後25か月目で予測しているが、計画地北西側及び北東側の敷地境界付近は道路幅員が狭く、住居が近接しており、解体工事時等も含めた工事期間全体において騒音・振動の影響が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、環境への影響の低減に努めること。

【風環境】

風環境の予測結果では、敷地内及び敷地境界付近において、現況からの変化が一定程度生じる地点が多く見られることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じてさらなる対策を講じること。

付表を御覧ください。

以上になります。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、港区北青山三丁目に位置する約2.9ヘクタールの事業区域において、業務、商業、宿泊、公共公益施設及び駐車場等からなる複合施設を新築するもので、対象事業の種類は「高層建築物の設置」でございます。

本評価書案は、令和4年5月31日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における4回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民及び事業段階関係区長である港区長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会を令和4年11月1日に開催し、2名の方の公述がありました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に答申案の内容について御説明いたします。

初めに【大気汚染】の意見です。

本事業の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測は、A2 地区と接する南西側敷地境界付近で、日平均 0.06ppm となっており、環境基準の上限値となっています。

また、その際の建設機械の寄与率は 57.5%と高い値となっていることから、大気環境への影響が想定されます。そのため、予測に反映した環境保全のための措置の確実な履行を求めるとともに、その他の環境保全のための措置の徹底を求めるものでございます。

次に【騒音・振動】の意見です。

本事業では、計画建築物の新築工事に先立ち、既存建築物の解体・撤去を行うこととしていますが、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は、騒音・振動レベル合成量が最大となる、工事着工後 25 か月目で予測しております。

また、計画地の北西側及び北東側の敷地境界付近は、道路幅員も狭く、住居も近接しております。そのため、解体工事時等も含めた工事期間全体において、騒音・振動の影響が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、環境への影響の低減を求めるものでございます。

最後に【風環境】の意見です。

風環境の予測では、計画地内においては、建設後対策前で領域 C が存在しており、建設後対策後では領域 B に抑えられているものの、領域 B の上限に近い地点が存在しています。また、現況から建設後対策後の領域が B で変わらないものの、領域 C に近い値になっている地点も存在しています。そのため、環境保全のための措置の徹底や事後調査の適切な実施などを求めるものでございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等がございますでしょうか。御発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

いかがでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○椿野アセスメント担当課長 はい。それでは、事務局から答申書を読み上げさせていただきます。

4 東環審第 43 号

令和 4 年 11 月 30 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎

「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について (答申)

令和 4 年 5 月 31 日付 4 環総政第 95 号 (諮問第 536 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読しました案文と同じでございます。

○柳会長 はい、ただいま、朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

○柳会長 それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 はい、受理関係について御報告いたします。

お手元の資料 2 を御確認ください。

11 月の受理報告は、環境影響評価調査計画書 2 件、案件としまして、「GLP 昭島プロジェクト」、「多摩都市モノレール(上北台～箱根ヶ崎)建設事業」、事後調査報告書 3 件を受理しております。

○柳会長 それでは、本日は環境影響評価調査計画書が2件ございます。初めに「G L P 昭島プロジェクト」環境影響評価調査計画書の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

まずは、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○柳会長 それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。準備ができましたら、御説明をお願いいたします。なお、説明される事業者の方は、冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○事業者 本日はお時間をいただきありがとうございます。日本G L P株式会社と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

昭島特定目的会社を事業者として届け出をさせていただいておりますが、日本G L P株式会社が本事業のために設立した会社が昭島特定目的会社で、そちらでの申請とさせていただいておりますので、そういった形になっております。

実際の届出等の実務に関しましては、日本G L P株式会社で進めさせていただいておりますので、私、日本G L Pが今実際の業務に当たっているという形で御理解いただければと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日出席をさせていただいておりますのは、環境アセスにつきまして、いろいろと私どもと一緒に動いていただいております、まず株式会社オオバでございます。

○事業者 オオバと申します。よろしくをお願いいたします。

○事業者 それから、交通計画につきまして、ダイトクさんをお願いをしております。

○事業者 ダイトクと申します。どうぞよろしくお願ひします。

○事業者 以上4名で本日の御説明をさせていただければと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事業者 では、調査計画書の概要に関しまして、株式会社オオバから御説明をさせていただきたいと思ひます。

画面を共有させていただきます。

では、ページをめくりながら御説明をさせていただければと思ひます。

まず、1 ページ目でございます。今回の事業者でございますが、昭島特定目的会社です。先ほどお話がございましたとおり、昭島特定目的会社は、下段に注釈を書いております、本事業の実施のために日本G L P株式会社が設立しております法人でございます。

順番が前後しますが、3 番の対象事業の内容の概略について御覧ください。

本事業は昭島市の J R 青梅線昭島駅の北側、西武鉄道拝島線西武立川駅の南側に位置する、既存のゴルフ場、ゴルフ練習場並びに宿泊施設などの跡地において、駐車場の設置を含んだ流通施設及びデータセンターを主要用途とする建築物を建設するための、土地の造成を行う事業でございます。

そのため、その上の 2 番、対象事業の名称及び種類のところに書いておりますが、建築物用の土地の造成、自動車駐車場の設置、工場の設置と、対象事業の種類として挙げさせていただいております。

工場の設置につきましても、下段に注釈を入れさせていただいておりますが、本事業では材料の加工、部品の組立て作業及び再梱包作業を伴う倉庫利用を希望する企業様が入居される可能性がございます。そのことから工場の設置を選定しているというところでございます。

表 3-1 を御覧ください。こちらは対象事業の内容の概略についてまとめたものでございます。

所在地は昭島市つつじが丘一丁目 1 番 7 号他、計画敷地面積は約 58.8 ヘクタール、用途地域は準工業地域でございます。

計画建築物は、後ほど平面図でも御説明いたしますが、地上 3 階から 7 階建ての建築物を、複数棟を整備する予定でございます。このうち、建築物の最高高さに関しましては、地上から約 55 メートルになります。

主要用途は、物流施設とデータセンター、駐車場台数は全体で約 3850 から 4600 台を計画しております。

工事予定期間は、令和 6 年度から令和 10 年度でございまして、供用予定年月は、令和 10 年度中を想定しております。

2 ページ目でございます。本事業の目的を御説明いたします。

計画地は東京都昭島市の北部に位置しておりまして、この地域の主要な幹線道路である国道 16 号、五日市街道、新青梅街道などとも近い立地環境となっております。

計画地はこちらの幹線道路を経ることで、圏央道の日の出インターチェンジ、中央道の八王子インターチェンジにアクセスすることが可能となっております。

今回、計画地に物流拠点を整備することにより、首都圏と中部圏及び関西圏との結節点となる上、首都圏交易にもカバーすることができると考えております。

このような立地特性と東京都並びに昭島市様の上位計画で示されている地域の課題などを踏まえまして、本事業では基盤整備と土地利用の転換を図ることで、その課題解決の一助を担っていきたいと考えております。

こちらは5ページ目でございますが、計画地の地図でございます。

次のページには航空写真を示させていただいております。計画地の中心から直線距離で南約1kmにJR青梅線の昭島駅、北東に約0.6kmの位置に西武拝島線の西武立川駅がございます。計画地は市道昭島37号、通称「はなみずき通り」と呼ばれておりますが、それを挟んで、東側と西側に分かれた敷地となっております。

7ページ目でございます。こちらは計画地の現況図でございます。

計画地は区域の大部分がゴルフ場、一部がゴルフ練習場、宿泊施設が敷地でございます。人工的に植樹管理されているところございまして、計画地の北側につきましては水色の線で示しております玉川上水、計画地の西側の東側は、濃い緑で示しております代官山緑地に隣接しているというところでございます。

計画地の周辺は南側に昭島駅の商業施設、つつじが丘の住宅団地、教育施設、物流施設、工場等がございます。西側には工場、教育施設、東側には商業施設と事業所、物流施設が立地しております。北側は先ほどお話ししたとおり、玉川上水に面しております。さらにその北側は住宅地という立地環境となっております。

続いて、本事業の施設配置計画でございます。文面としては8ページ、今御覧いただいているのは9ページの図面でございます。

本事業では、まず物流施設及びデータセンターの建築に必要な基盤を整備してまいります。また、公共用地として計画地内を東西に通る新設道路及び公園を整備していく計画としております。

図中で黄緑に塗っている敷地内緑地でございますが、玉川上水沿いや東側の敷地の西の端部などについては、計画地周辺の既存散策路などと連携する、地域に開かれた民間管理の散策路を整備していく計画でございます。

今回、西側敷地の西側から南側、東側敷地の南側については、水色で塗っている物流施設用地、西側の敷地の北東側並びに東側敷地の北側については、黄色で塗っているデータセンターの用地として整備をしていきます。

これらの施設への自動車によるアクセスを確保する必要があるため、計画地内を通る新設道路を整備してまいります。

この新設道路は一般車の走行も可能でありまして、計画地周辺において南北方向に比べて不足している東西方向の道路も補い、周辺道路網や昭島駅前の道路混雑の緩和といった観点から、地域に貢献できる道路になるものとも考えております。

10 ページ目でございます。各建築物の用途ごとの概要について整理したものでございます。

物流施設に関しましては全部で6棟を計画しております。用途の敷地面積としましては約40万平方メートル、データセンターは全部で9棟、敷地面積としましては約18万平方メートルと考えております。

複合用途施設は、1ページにもお示ししておりましたが、こちらの設備配置図にもお示ししておりますが、西側の敷地の南東側の建物が該当しております。こちらは、地域の皆様にも開放していく小規模な施設になっております。

続いて11ページ目でございます。緑化計画について御説明いたします。

現況において計画地内に生育している植栽樹木に関しましては、生育状況が良好な個体を把握しつつ、樹種の特長、シンボル性などを考慮した上で、移植などによる保全を検討しまして、既存の緑の保全、再形成を図っていく計画をしております。

新植する樹木につきましては、地域性を考慮しつつ生物多様性の観点から、単一種や同一規格による樹種選定とならないように配慮をしていきたいと考えております。

その下、公園緑地計画でございます。公園は先ほどの施設配置計画図においてもお示ししたとおり、濃い緑で塗っていた3箇所を予定しております。

また、先にも御説明いたしましたが、計画地内に整備する敷地内緑地のうち、計画地内北側の玉川上水沿いや、東側敷地の西の端部などの敷地内緑地には、計画地周辺の既存散策路と連携する地域に開かれた民間管理の散策路を整備していく計画としております。

この散策路は計画地北西部にある上水公園、北東部にある玉川上水緑道公園と連続した空間としていく考えでございます。

続いて施工計画、その後に供用の計画の順に御説明してまいります。

施工計画につきましては12ページ以降にお示ししております。こちらの画面に映っているのは、全体の工事工程を示しております。

本事業に関わる工事期間は、冒頭でも御説明させていただいたとおり、令和6年度から令

和 10 年度の 5 年間で予定しております。

14、15 ページには、着手から道路工事まで、道路完成後から竣工までのそれぞれの工事用車両ルートを示しております。工事用車両につきましては国道 16 号、五日市街道など主要な道路から計画地西側の都道 220 号昭島停車場熊川線、南側の市道昭島 17 号線、東側の市道昭島 11 号、市道昭島 37 号などを経て、計画地に至るルートを考えております。

16 ページでは、工事中に配慮すべき事項として、主に交通対策、粉じん、濁水対策、騒音・振動対策を整理させていただいております。

続いて供用の計画について御説明いたします。

まず、交通計画でございますが、17 から 19 ページにかけて資料を整理しております。

工事用車両ルートと重なりますが、主要な走行ルートとしましては、計画地の北側からは、圏央道日の出インターチェンジ、新青梅街道、五日市街道から計画地に至るルート。計画地の南からは、中央道の八王子インターチェンジ、新奥多摩街道から計画地に至るルートを想定しております。

物流施設などは、24 時間稼働を想定しておりまして、自動車の発生交通量は日本 G L P 株式会社既存の類似施設の実績から算定しております。

物流施設などが全て完成した時点で発生する発生交通量につきましては、大型車 1 日当たり約 1,100 台、普通車約 1 日当たり 4,700 台、発生集中交通量としますと、大型車については 1 日当たり約 2,200 台、普通車としましては 1 日当たり約 9,400 台を想定しております。

続いて歩行者動線について御説明いたします。21 ページ目でございます。

本事業では、多様な人々が享受できる地域に開かれた緑の空間を保全整備するとともに、計画地周辺における既存の散策路などとの連携を考慮した、歩行者空間のネットワークを強化する計画としております。

具体的には、青の実線で示しております歩行者動線軸の新規整備、主に地域の横軸になっております。こちらは散策路や歩道という形での整備を考えております。

ピンクの破線で示しているものが縦軸に入っております。こちらも新規整備になりますが、既存の散策路などと繋がる歩行者ネットワークの強化軸として考えているルートになっております。

続いて温室効果ガス削減及び熱源計画について御説明いたします。

計画建築物の熱源は一部都市ガスを利用しますが、常用熱源としましては電力とする計画としております。

設計では、建築物環境計画書制度に基づきまして、建築物の熱負荷の低減、再生可能エネルギーの利用など、エネルギー使用の合理化について検討していく考えでございます。

また、太陽光パネルを設置するなどの再生可能エネルギーの導入に関する検討も進めていきます。

さらに、計画地内の緑化に努めることで、地域のヒートアイランド現象の軽減にも寄与していく考えでございます。

下段になりますが、続けて給排水計画について御説明いたします。

上水は昭島市水道部の上水道より供給を受ける計画です。データセンターの空調設備の冷却用として計画地内の既設の井戸からの地下水の利用を想定しております。

計画地から発生する汚水排水につきましては、公共下水道に排水する計画でございます。雨水排水は計画敷地などの地下に貯留機能を有する雨水浸透施設を整備することにより、現況と同等の地下浸透を確保していく考えでございます。

廃棄物処理計画でございます。施設の供用後につきましては、各種法令などに基づきまして分別、減量及び資源物の再利用に十分対応できる、廃棄物及び資源物の保管庫を整備してまいります。

以上が、事業の概要になります。

続いて、環境影響評価の項目の概要について御説明いたします。ページが飛びますが、104 ページ目でございます。

マトリックス表をお示ししております。上から順に、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスを選定しております。

次に、選定した項目及びその理由のうち、一部予測しないとしている内容がございますので御説明させていただきます。105 ページ目でございます。

まず、大気汚染でございますが、二酸化硫黄、一酸化炭素及び有害大気汚染物質につきましては、計画地周辺地域の同物質の濃度を大きく変化させるものではないということで、予測しないこととしております。

また、光化学オキシダント及び微小粒子状物質につきましては、発生源からの寄与を定量化する予測手法が確立されていないため、予測しないこととしております。

なお、浮遊粒子状物質につきましては、二次生成物やタイヤの摩耗による粉じん、砂ぼこりなどの巻き上げなどについては、対象としないこととしております。

続いて、騒音・振動でございます。その中の低周波音でございますが、工事の施行中に使用する建設機械は、市街地の建設工事で一般的に使用されている建設機械を使用する計画としておりますので、日常生活に支障となるような低周波音を発生させるおそれはないこと。

工事の完了後の施設の使用用途は、物流施設及びデータセンターでございますが、施設に設置する設備は著しい低周波音を発生させない規模の一般的な設備を選定するほか、敷地境界から十分な離隔を確保した箇所に設置する計画としていくことから、周囲に著しい影響を及ぼさないものと考えておまして、そのため予測の対象外としております。

続いて、選定しなかった項目の理由を御説明させていただきます。110 ページになります。選定しなかった項目は、悪臭、水質汚濁、地形・地質になります。

まず、悪臭でございますが、本事業における工事は市街地でも行われる一般的な建築工事でありまして、工事の施行中には計画地周辺に著しい影響を及ぼす悪臭を発生させるおそれはないこと。

工事完了後には土地の造成後に整備する物流施設及びデータセンターから悪臭を伴う排気は想定されないこと。

物流施設の一部に入る可能性のある工場につきましては、主に部品の組立、加工作業、梱包作業のための施設ということになりますので、こちらからも著しい影響を及ぼすような悪臭が発生することはないこと。

これらの理由から項目選定からは外しております。

水質汚濁につきましては、工事の施行中に濁水が発生する可能性は考えられますが、本事業では沈砂槽等で下水排除基準以下に処理した後に、状況に応じて公共下水道に放流する可能性はございますが、基本的に公共用水域に直接排出することはありません。

工事の完了後に発生する汚水につきましても、昭島市下水道条例に基づき、公共下水道へ放流していくため、公共用水域に直接排出することはありません。

これらのことから、公共用水域及び地下水の水質などに影響を及ぼすことはないと考えておまして、項目選定とはしないとしております。

地形・地質につきましては、計画地には学術上または景観上特に配慮すべき地形・地質の分布は認められないこと。計画地内は概ね平坦な地形でございますが、造成などによる斜面の形成は行わないため、斜面などの安定性に影響を及ぼすおそれといった心配はないこと。これらのことから項目選定からは除外という形で考えております。

環境影響評価の項目などの概要の説明は以上となります。審議のほどよろしく願いいた

します。

○柳会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御質問等はございますでしょうか。

環境影響評価調査計画書の部会の審議については、第二部会で行っていただきますが、調査計画書についての部会審議は、項目選定及び項目別審議に引き続き、総括審議となりますので、事業者に対して確認しておかなければならない点がありましたら、質疑応答をしていただければと思います。

それでは、最初に森川委員からどうぞ。

○森川委員 2つ御質問がございます。データセンターというのは、電子ファイルのストレージとかそういう意味のデータセンターということによろしいでしょうか。

○事業者 日本G L Pと申します。

そのように御理解いただいてよろしいのかなと思います。基本的には、中にはサーバと呼ばれるちょっとパソコンの大きいようなものが並びまして、データをそこで蓄積をしているというような施設でございます。

○森川委員 ありがとうございます。

そうすると、電力を相当使うのかなと思っておりまして、21ページにいろいろ設備の配置がありますが、この変電所の予定地というのがあって、こちらがデータセンターに対応して電気とかそういうものの供給に使うのかなと思ひまして、これは計画とは関連する施設ということではなく、別に進められるということでしょうか。

○事業者 変電所の予定地といいますか、まさにおっしゃるとおり、私どもが今後計画いたしますデータセンターにも、電気を供給するような施設になりますが、こちらは私どもの事業ではなくて、東電様が行っていただく事業となります。

当然、私どものところにも電気は供給いただくわけですが、それ以外、ほかにはどこに配っていくかは、私どもは分かりませんが、昭島市の近隣にも配っていくような施設になろうかと思ひます。

事業主体としては別になっておりますので、本計画からは外れた形で記載させていただいております。

○森川委員 分かりました。

ただ、稼働のためには、同じようなタイミングで工事とかが行われる可能性もあるかもしれないですね。その辺は今後の審議での参考になるかもしれないと思ったので、お聞きし

ました。

○事業者 はい。ありがとうございます。

○森川委員 もう1点は、大気汚染の環境評価で、施設の供用のところでも、二酸化窒素の大気中の濃度を評価となっていますが、熱源施設のほうが主に電力を使用するというので、一部は都市ガスを利用ということで、これが対象になっているということでしょうか。

○事業者 はい、そのように理解していただいているとおりでございます。

○森川委員 分かりました。ありがとうございます。

○事業者 こちらにつきましては、現在、都市ガスにつきましては検討中ということで、評価書案のところ、また改めて明らかにさせていただきたいと思いますが、オール電力という可能性もないことはないということは、申し伝えておきます。

○森川委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、日下委員、どうぞ。

○日下委員 1つ質問があります。40ページを見ると、計画地周辺には、教育施設、福祉施設のほか、住宅がたくさんあり、工事用車両や工事完了後の車両の増加によって、大気汚染の影響が少し気になるところです。

こういう場所ですので、現在計画している調査地点としては、124ページを見てみると、南側が少し遠かったり、南東側に何もなかったりするの、調査地点を少し増やしたほうがいいのではないかと思います。

調査地点を増やした上で、将来の交通量を適切に設定して、予測するということが重要ではないかと思います。

例えば、南東側はなくて、例えば、市道昭島15号とつつじが丘通りの交差点とか、南側も5番が少し離れているし主要道ではないので、例えば、市道昭島37号線のなるべく計画地域に近い場所にするとか。

あるいは、5番の近くで、入構ルートでもあって主要道でもある市道昭島17号にするとか、そういういくつかの変更と追加をしたほうが、より良いのではないかと思います。

もしそうでなくて、何か考えがあってこのように計画しているようでしたら、まずどうしてこのような選択になったのかをお聞かせいただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。株式会社オオバと申します。

まず、選定理由でございますが、計画地周辺において、教育施設や医療施設といった施設の分布を把握した上で、工事用車両ルートもしくは供用後の車のルートを勘案したときに、

その主要な施設に対して影響を及ぼす可能性のある地点というところを主体に、選定しているものでございます。

かつ、交通配分を考えていったときに、車両が多く走行するだろうと想定される場所も考慮した上でも選定でございます。

冒頭でご質問、ご意見をいただいている内容で、地点の追加を考えてはどうかということでございますが、同様なお話を昭島市長様、立川市長様からもいただいておりますし、都民の皆様からも同じようなことでいただいておりますので、先ほど、その場所について御助言いただいたところでございますが、そういったところも踏まえながら、調査地点につきましては、追加を検討していきたいと考えております。

○日下委員 分かりました。ありがとうございました。

○柳会長 それでは、宗方委員、どうぞ。

○宗方委員 御説明ありがとうございました。

9 ページと 10 ページの建築計画の概要で、配置図を拝見しますと、まだ、建物の高さ、形状というのが確定しづらい部分で、まだマスモデルとして並べているだけのようには思いますが、高さが最高なのか、全部平均してなのかとか、実際の状況が変わってくると、日影だったり景観だったり風だったりにも大きく影響が出てきます。

したがって、今後の検討の中において、建物の形状や配置といったものが、どの程度、確度の高いもので御検討できるのかというのが、質問の1点でございます。

それに伴って、先ほどもありましたが、検討するものが日影に関しては2点とか、景観に関しては、例えば代官山緑地のすぐ近くは、周辺のところからすごく影響があり、なおかつ福祉施設もあるような場所が、かなり影響を受けるはずのところが入っていないというところがあります。

風についても、まだ検討中という記述でしたので、測定点についても、建物の形状の確度に合わせて、適切にもっとたくさんのところを御検討いただければと思います。

現状でどのような状況かをお知らせください。

○事業者 ありがとうございます。日本G L Pと申します。

まず、建物の形状、高さでございますが、今御指摘のとおり、この段階で全てのサイズ関係をお示しできている状態ではございませんが、高さのデータとして書いておりますのは、幅を持たせて書かせていただいておりますが、例えば、高さ 55mというのは、最大値を書かせていただいております。

今後、評価書案に向けて、そこに関しては、風のシミュレーション等で大きな変更にならないように、きちんと定めた上でやっていきたいと考えております。

○宗方委員 「定めた上」というのは、どういう意味での「定め」なのかということですが、「実際にこのような形ができるだろう」ということが、実際に運用する段階で、そこに入っただけの方々にもルールを課せるのかとか、「一番高いのはここに置こう」とかを決めておくとか、何か「定める」ということは、どの程度の現実味を持ったものなのでしょうか。

○事業者 もうでき上がる形そのものでございます。

建物の高さ等につきましては、私ども事業者で、中に入っただけカスタマーさんとは関わりなく決定した上で、計画をしてまいりますので、私どもで責任を持って形を決めていくということにしております。

○宗方委員 ここは、用途地域が準工業地域ですから、建物の高さの規制というのはいりませんよ。

○事業者 そうですね。日影規制はございます。

○宗方委員 それは関わるということですね。

○事業者 はい。

○宗方委員 物流施設なので階高も高くなったりしますが、書かれている最高高さの根拠というのは何かからきているのかと思ったのですが。

○事業者 今「55m」と書かせていただいておりますのが、7階建てを想定した場合で、そのときの高さを書かせていただいております。

○宗方委員 階高の規制はあるのですか。

○事業者 いえ、階高はございません。全体の高さとしての日影規制に対して収まるように計画していく形になります。

○宗方委員 なるほど、分かりました。

あと、検討する地点についてもお願いします。これは、「御検討いただく」ということだと思います。

○事業者 その点につきましては、株式会社オオバから回答させていただきます。

先ほど、大気のところでも御説明させていただきましたが、各所から、調査地点の追加とかのお話をいただいております。その御意見を踏まえまして、箇所数につきましては、追加の検討をしていきたいと考えております。

特に、日影につきましては、北側についても御意見を多くいただいておりますので、その

あたりを重点的に増やしていきたいと思います。

景観につきましては、南側からの地点とかを、御意見としていただいておりますので、そちらを検討していきたいと思います。

○宗方委員 北側と南側だけではなくて内側、代官山緑地のすぐ横に、福祉施設もありますし、そういう近傍についても適宜配慮した上で御検討いただければと思います。

○事業者 はい、分かりました。

あと、申し添えますが、風に関しましては測定点というお話が、先ほどございましたが、今回は、CFD（流体数値シミュレーション）で対応していきたいと思いますので、広域的に確認ができるかなと思っております。

○宗方委員 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○柳会長 それでは続いて、保高委員、お願いいたします。

○保高委員 よろしく願いします。御説明ありがとうございました。

106 ページで、土壤汚染のおそれについて御評価いただけているかと思えます。ここでは、過去に、東側には飛行場とか整備場と考えられる建物があったというお話がありましたので、そういったところを、航空写真をぱっと今拝見したところでも、そういった建物らしきものが東側にあったということで、この評価では、現在計画地の一部にガソリンスタンドがあるということを書かれていますが、過去において、やはり飛行場とか整備場というのは土壤汚染のおそれがあるという懸念がございますので、そのあたり、東京都条例の117条の中で、地歴調査をやった上で、土壤汚染のおそれを判断されるということになると思いますが、この飛行場なり整備場というのは、土壤汚染のおそれがそれなりにあるということです。

ですので、一部にそういった施設があった場合、飛行場の範囲、敷地全体に土壤汚染のおそれが高くなる可能性があるということ、御認識いただいたほうがいいのかと思ひまして、コメントさせていただきました。

○事業者 はい、ありがとうございます。

まさにおっしゃっていただいたとおり、土壤汚染につきましては、地歴調査から対応を進めているところでございます。

その内容につきましては、評価書案のところでも明らかにさせていただきながら、予測評価をしていきたいと考えております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

水本委員、よろしく願いいたします。

○水本委員 よろしく申し上げます。御説明いただきありがとうございました。

史跡と文化財につきましては、既に玉川上水の件は、こちらの中で御指摘をいただいているとおりで、また、項目としても選定していただいていますので理解はしておりますけれども、国の史跡として、また、多数の自治体にまたがっているという史跡であるということと、こちらについては保存管理計画が示されておりまして、玉川上水の水道（ミズヅ）もそうですが、周辺の環境を守っていくとかいうことも、非常に重視しているところですので、そのあたりについては、きちんとした対応をとっていただきたいと思います。

その中では、こちらの御計画にありますデータセンターの建物配置についてですけれども、先ほども質問が出ていましたが、この建物が玉川上水からどの程度の距離にあるのか、また、高さにあるのかということが、史跡を含めた景観ということも、一緒に守っていただきたいところがありますので、そこについてはしっかりした計画を出していただきたいと思います。

それから、史跡・文化財ということ言えば、こちらは、玉川上水以外には、出れば対応するということではあると思いますが、これだけ広いゴルフ場ということで、あまり手がついていないような土地ですと、実際に開発が始まると遺跡が発見される可能性が十二分にありますので、周辺にも遺跡がないわけではありませんので、このあたりのところは計画の中では「あり得るもの」として想定していただきたいと思います。

ですので、関連の教育委員会とかそういうところへの遺跡等の相談と、もう一つ、やはり玉川上水の景観そのものをいかに守るかということで、文化財防災の視点も含めて、防災について検討していただいていることですので、その中にしっかりと織り込んでいただきたいと思います。これについてはお願いというところです。

もう一つは、計画が、まずは土地を整備してから、その次の段階で事業者さんに供用を開始していくということで、読めない部分が非常に多いので、心配なところもあります。

ですので、基本的な用途が、物流倉庫機能とデータセンターを想定しているということですので、そこについて、玉川上水というのは都民に親しまれている水と緑の空間を、いかに保全していただき、親しまれるという意味では、アクセスを可能にするかということが、非常に重要だと思います。

倉庫とデータセンターという機能自体は、セキュリティということを守っていかなければいけない施設ですので、そのゾーニングの部分で、今おっしゃっている計画では、開放設備があるという御計画は、今の玉川上水という1点においては、非常にウェルカムでいいことだと思いますが、セキュリティということであると、データセンターとの間には、例えば

遮蔽施設がこれからできていくのかとか、ご計画の中にはあまり記載がないのですが、建物配置が書かれていますが、そのあたりで、用途と矛盾する部分があると思います。

セットバックの部分とセキュリティをいかに守っていかれるかというところで、その矛盾とといいますか、そういう点をいかに解決していくかということで、展望があればお聞かせいただきたいと思います。

そして、そういった意味では、今計画されている東西道路と南北道路のクロスのところ、歩行者の通路と、東西道路、主に物流倉庫の場合は自動車が多いと思いますが、そのあたりで、歩行者のために開放される部分とのせめぎあいのところで、私の立場でいうと史跡・文化財をいかに守るかところを重視していますが、そのあたりの矛盾点をいかにクリアしていく計画をされているかということについて、少しお聞かせいただくと、安心できるかなと思っておりますので、お答えをお願いします。

○事業者 ありがとうございます。日本G L Pでございます。いくつかに分けて回答させていただければと思っております。

まず、玉川上水に対して、データセンターとかが並んでまいりますので、そのあたりがどう見えてくるのかということに関しましては、今後、景観条例等をいろいろ詰めていかなければならないものもございますし、御意見も多数いただいておりますので、そのあたりについてはきちんと配慮しながら、計画をさせていただくことにしております。ですので、今の考え方としては、そういった形で御説明させていただければと思っております。

また、遺跡につきましても、地歴等も含めて調査をしながらやっております、「可能性としては低いかな」というような話がありますが、おっしゃるとおり非常に広域になりますので、そのあたりは適宜きちんと対処して、工事を進めさせていただければと思っております。

それから、物流倉庫とデータセンターのセキュリティと、私どもが申し上げているような部分が矛盾をしないのかというようなお話もございました。

まさに、おっしゃるとおり、特にデータセンターというのは、秘匿性の高い建物になりますので、建物の周囲については、フェンスで囲って人が入れないような形にする必要がございます。

一方で、今の計画でも、玉川上水からは、この地図はかなり大きいので接しているように見えますが、遊歩道の部分をきちんと引いた上で、フェンスを置いて、それから、建物を置くというような形にしますので、その辺については、セキュリティの外側を歩いていただけ

のような形を、今後の具体的な検討の中できちんとやっていきたいと思っております。

そして、物流施設については、比較的データセンターと比べるとオープンな施設でございます。そして、私どもも、相模原市とか流山市においても、比較的大きな案件をやらせていただいておりますが、そういったものに関しては地域の皆様も入っていただけるような計画にしております。

ですので、就業者の方々が主に使っていただける食堂の部分に、例えば、カフェ・ド・クリエさんとかファミリーマートさんに入っていただくというようなこともしております。外の方々にも使っていただけるようなものというのは、既に実績として私どもも持っておりますので、そういったものを発展させて、今回の計画の中にも入れ込んでいくことにしております。

ですので、物流に関しては、セキュリティの外側だけではなくて、建物の中も一部、当然トラックの動線等のあたりは計画の中でうまく処理をしていかなければなりません。開かれた施設になっていく形を、今現在もやっておりますので、そこは矛盾がないように計画をさせていただければと思っております。

それから、歩行者の動線をいかにするかということについては、今回の場合は公道になりますので、私どもがその上を通すようなことができるかどうかということ、いろいろハードルもあるかと思いますが、今後、地元の行政さんとお話をしていく中で、ウォークブルに関しての考え方については、やり方をいろいろ相談していくということになるかと思っております。

現状も、ゴルフ場のところが、東と西で道路で分かれていて、そこがカート道でつながっていますので、そういったものがそのまま活かせることができれば、玉川上水沿いをつながって歩いていけるとかということも、あり得るかもしれませんので、その辺はもう少し時間をいただきながら、矛盾のないように計画させていただければと思っております。

○水本委員 ありがとうございます。

当然、矛盾があるということを理解しながら、クリアしていくおつもりであるということはお分かりました。

やはりちょっと気になりますのが、周辺の自治体も含めての景観保全ということも考えている遺跡ですので、これからの調査にあたって、予測の中に、景観との連動ということも、しっかり考えていただいて、かつ、今お調べになられると言っていた歴史的な部分などについて、せっかく開放しても親しまれないということも困ったものだと思いますので、そうい

う意味では、歴史を踏まえた上での施設となれば、よりいいかと思しますので、ぜひよろしくお願いたします。

○柳会長 それでは、廣江委員、よろしいでしょうか。

○廣江委員 よろしくお願いたします。丁寧にご説明いただきありがとうございました。

きょうは時間ありませんが、今後の参考のために、2 つほど聞いておきたいことがあります。

まず、データセンター、物流センターというのは、出来上がると稼働時間はこういった形になるのでしょうか。

昼間だけなのか、夜も含むのか。どういう稼働状態になることを想定されているのでしょうか。書いてあるところがあれば、そこを教えていただければと思いますし、記載がないのであれば、今分かる範囲で教えていただきたいと思います。

もう1つ分からないのは、先ほど、建物の大きさもさることながら、ここで使われる電気、ガスその他諸々のことがまだ決まらないということもあるでしょうが、データセンターですので、普通の建物とは違って中で稼働して出てきた熱をどこかに逃がさなければいけない、それがデータセンターでは非常に重要なところではなかったかと思しますので、その方式とか規模とかが決まっていたら、今情報だけ教えていただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。日本GLPでございます。

まず、施設の稼働時間について回答させていただきます。

物流施設については、中に入ってくださいお客さまによっても変わりますが、基本的には24時間稼働している施設になります。ただ、夜間については、昼間ほど大きく稼働する施設ではございませんが、一部は出入り等がありますので、稼働時間ということに関しましては、24時間ということで回答させていただければと思っております。

データセンターにつきましても、データを常に保存しておく必要がございますので、こちらも稼働時間という意味では24時間ということに回答させていただきます。

ただ、データセンターそのものは、非常に出入りが少ない建物でございますので、単純に外から見ますと、稼働しているかどうか分からないという状態ではございますが、24時間動いている施設ということでございます。

○事業者 株式会社オオバでございます。熱の処理ということでの御質問をいただきましたので、回答させていただきます。

施設の設備計画に関しましては、詳細はまだこれからというところではございますが、特

に、データセンターから出てくる熱に関しては、施設内に冷却設備というものを当然整備していくことになろうと思います。

電気での使用ということもございますが、あと、先ほど計画の中でも御説明させていただきましたが、地下水をうまく利用しまして、それを冷却のために活用していきたいというようなことも考えております。

具体的な設備計画としての内容は、まだ詳細にできるところではないのが、大変申しわけないところではありますが、そういったような考えの中で、熱の処理についても考えていきたいと考えております。

○廣江委員 ありがとうございます。

私は、騒音・振動の担当なので、もうお分かりかと思いますが、24 時間稼働であれば、騒音・振動の影響を夜間も含めて評価しなければならないですし、熱処理や排気に関しては、低周波の問題と絡みます。本日はありがとうございました。

○柳会長 それでは、日下委員、お願いいたします。

○日下委員 今回は、ある程度範囲が広いということで、風に関しては、風洞ではなくて、CFDでやるということですが、ご存じのように、CFDというのは、設定とかいろいろ使うモデルによって、結果が違ったりするので、風洞実験よりは取扱いにかなり注意しながら行っていただきたいと思います。

ですので、入力データとかいくつかのパターンを想定してやられたほうが良いと思います。

○事業者 株式会社オオバと申します。ありがとうございました。

今回も、専門家に御協力いただきながら、CFDの解析を進めていきたいと思っておりますので、その中で具体的なことを決めていきたいと思っております。

○柳会長 それでは、続いて、宮越第二部会長、それから、齋藤第一部会長、よろしく願いいたします。

○宮越第二部会長 調査計画書の 20 ページの給排水計画についてお伺いしたいと思います。

先ほど、冷却の部分でも答えていただいたように、計画地内の既設の深井戸からの地下水の利用を想定しているということですが、これについて、何かその詳細を書かれている場所が、この調査計画書の中にあれば教えていただきたいと思います。なければ、今説明してください。

○事業者 はい。株式会社オオバです。

御指摘いただいた点につきましては、その 20 ページに記述しております。

それと、現在、ゴルフ場様でもその井戸を使われていまして、その点については、86 ページと 88 ページに、既存の井戸を示している図面がございます。

86 ページの最後の段落のところに、「計画地内には、既往井戸が 1 本存在しております」という記述をさせていただいておりますが、こちらで、ゴルフ場内の散水と、あと、ゴルフ場内の宿泊施設もございまして、そちらの方で利用されているということで、年間 10 万トンほど使われているということ、今使われているところからのヒアリングで確認しております。

今回も、同じ井戸を活用させていただきながら、利用を考えておりますが、さすがにこれ以上の水の利用を考えているわけではなく、それも含めて、今回の計画を詳細に詰めていき、評価書案の中で予測・評価をしていきたいと考えております。

○宮越第二部会長 評価書案の中で予測評価をされるということですが、その井戸の場所がどこにあるかが、評価書案のどこかに書いてありますか。

○事業者 失礼しました。1 枚めくっていただいて、88 ページに記載しております。

西側の敷地の南側のところで、緑色で○が入っているかと思いますが、ここにございます。

○宮越第二部会長 今回、調査計画書の中で、地盤と水循環に関して、地下水のモニタリングを実施されるということだと思っておりますが、その調査地点の選定には、この既設の井戸からの揚水の影響を見るということ踏まえて、この地点を選定されているという理解でよろしいですか。

この井戸の平面的な位置は分かりましたが、地下水を揚水される場合は、その深度が大事だと思うのですが、その深度に関する説明がなかったので、ここには既設の井戸の深度、特にスクリーンの深度の情報がないと思うのですが、この地下水の調査地点を選定する場合、この揚水の影響を考えないと、問題があるのではないかと今思いましたので、御質問させていただきました。

○事業者 既存の井戸に関しましては、おっしゃるとおりで、細かい記述まではさせていただいていませんが、深井戸ということで、大体 100m の相当深いところから汲み上げということ聞いておりますので、そこは、次の評価書案のところでは、しっかり記述していきたいと考えております。

今回、地下水の変動について観測していこうとしている場所につきましては、128 ページでお示ししております。

敷地の境界付近において、全部で 8 か所、井戸を掘りまして、その変動を見ていきたいと

考えておりますが、ただ、こちらにつきましては、深井戸というわけではなくて、地下水が出てくる深さということで、大体 20m以内で地下水の観測ができるということが分かっておりますので、特に浅いところに関しての地下水の変動を見ていきたいと考えているところでございます。

今回、平たんな地形でございまして、造成をかけるといっても、整地に近いレベルでの造成ということでございます。建物に関しましても、地下階をつくるというわけではなくて、基本的にはベタ基礎で施設を整備していくことを考えておりますので、深い位置までの地下水に対して影響があるとは考えておりませんので、浅いところでの地下水の変動については、しっかり把握して、影響の有無についての確認をしていきたいと考えているところでございます。

○宮越第二部会長 分かりました。

建物ができたことによる影響は、今おっしゃったような観測でよいと思いますが、施設の稼働後に地下水を使われるという場合は、今回、104 ページの評価項目に、水循環・地盤で、地下水が関係していると思います。

ここで、施設の存在は○になっていて、評価項目に入っているのが分かりますが、その施設の供用について、地下水の利用が現地であるにもかかわらず○がないということに対しては、委員としては違和感がありますので、コメントとしてお伝えします。

○事業者 ありがとうございます。

現状で使われている地下水量は年間 10 万トンほどということですが、それ以上使うことを想定していないので、現状維持という観点の中で、この 104 ページのところでは○を入れていないところではございますが、御意見として承りました。ありがとうございます。

○宮越第二部会長 今、御回答いただいたので、ちょっと補足させていただきたいと思いません。

ゴルフ場では地下水を散水のために使っていると、この説明の中では書いてあったと思いますが、散水であれば、使った水はまた地下に涵養しますが、今回のデータセンターでは、冷却水として使った水をどのように処理されるかは、まだお示しされていませんので、「現状維持だから、やらなくていい」という説明としては、「使った地下水をどうするか。今と同じなのか」という説明も必要だと思しますので、よろしく願います。

○事業者 分かりました。ありがとうございます。

○齋藤第一部会長 よろしく願います。

78 ページに、周辺に要措置区域がずいぶん点在していて、もう対応されてはいるようですが、このことが土壤汚染の項目選定の理由にはならないのかどうかということを、まずお尋ねしたいと思います。

○事業者 オオバでございます。

御覧いただいている 78 ページですが、こちらでは、既存の資料として公開されているものという中で、理解をしているところでございます。

これ以外に、計画地内で汚染の有無があるかどうかにつきましては、地歴の調査を別途進めているところでございますので、そちらで明らかにしていきたいところではございます。

そういった観点で、現状で、敷地内で給油施設が小規模ながらあるということで、それが今回なくなることになりませんが、それを踏まえた上で、土壤汚染の可能性の有無をしっかりと把握した中で、予測評価につなげていきたいと考えております。

○齋藤第一部長 具体的な地歴調査はこれからなので、そういったところも今後明らかにされていくと思いますが、項目選定のところに、このガソリンの話しか載っていないのは、少し違和感があると思っています。

地歴を調べられて、そういうような要措置区域が存在していたというところからすると、当然ながら、調査をしっかりとすべきであるということだと思いますので、そういったところは、保高委員からも先ほど出ていましたが、選択理由のところでもしっかりと書いていただきたいと思っています。

何を考慮して項目選定をしたのかということ、当然理解されているとは思いますが、そこは表現していただかないと、読み手には伝わってこないもので、そういったところはぜひよろしく願いいたします。

○事業者 御助言ありがとうございます。今後につなげていきたいと思っています。

○柳会長 それでは、玄委員、お願いいたします。

○玄委員 今回、風環境について、CFD解析を行うという話を伺っています。そして、このCFDを使う理由としては、広い敷地内の建物の配置にも考慮したいということで、今回はこのCFD解析を選んだかなと思っています。

本日は、ほかの委員からも指摘があったと思いますが、このCFDを行う際に、どれぐらいの風環境の再現性があるかの確認が必要だと思います。いろいろな検討ケースがある中で、風洞実験も加えて、実際のCFD解析の再現性を検証したらどうかなと思っています。

ですので、可能であれば、風洞実験も視野に入れていただくのはどうかなと思っています。全

て風洞実験で検討することではないですが、1つのケース、1つの風向でも結構ですので、ある程度の風洞実験のデータもあって、それによって、CFDがどれぐらいの再現性があるかを検証していただければと思います。よろしくお願いします。

○事業者 オオバでございます。御意見ありがとうございます。

現状では、風洞実験までは考えていない状況ではございます。再現性ということに対しての根拠をお示しできるようなことは考えていきたいと思っておりますが、現状では、風洞実験の実施というところまで言及することはできません。申しわけございませんが、CFD解析の中で再現性についての御説明をしっかりとさせていただくような形で、評価書案でお示していきたいと考えております。

○玄委員 分かりました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。池本委員、どうぞ。

○池本委員 よろしく申し上げます。4点ほどお聞かせいただきたいと思っております。

1つは、44ページで、公共施設の配置図を記載していただいている中で、東西の敷地のちょうど中間点ぐらいに、14番と36番の施設がありますが、この施設が今回の保全対象と考えられているのかどうかです。その点について御見解をいただきたいと思っております。

もし考えられているのであれば、ここについての配慮がもう少し必要なのかなと思っておりますので、御回答によっては、また追加でお聞かせいただきたいことが出てくるかなと思っております。

2点目は、これまでのお話の中で、「大規模な造成がない」というような御説明があった中で、110ページの地形・地質の選定のところで、それを外す理由の記載があったのかとは思いますが、その割には、工程の中で造成期間を2年間としっかり取られていて、長いのかなと感じたのですが、58.8ヘクタールの表面利用なのでこれぐらいかかると見込まれているのか、他事例もあってのご検討かとも思いますので、そのあたりの御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

3点目は、これまで御質問、御回答いただいたことに関連してですが、20ページのところで、排水の話があったところです。

データセンターの冷却用の排水についてどうなっているのか、ちょっと読み取れないような文章でした。先ほど伺った話では、これから考えるような雰囲気での御回答でした。

ただ、3段落目のところで、「生活排水」と「汚水排水」という言葉が出ていますが、この「汚水排水」には何が含まれるのか、はっきり分からなかったものですから、そのあたり

の定義付けをどのようにされているのか。

特に、冷却に使われた場合の排水ですと、温排水が出るとお思いますので、こちらの排水先によっては、大分影響が変わってくるのかなと思ひまして、そのあたりを今どのように検討されているかをお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、4点目は、東西方向の道が、ちょうどこのデータセンターと物流センターの間を通るといふ計画ですが、この車道と歩道の関係といふのが、道幅とかの情報がうまく読み取れなかつたので、補足で説明いただけるとありがたいと思ひます。

以上の4点についてお願いいたします。

○事業者 オオバでございます。

まず、44ページの福祉施設に関係しているところを、保全対象地として見込んであるかということについてですが、当然考えております。特に、大気汚染、騒音・振動の項目に関しましては、隣接しているところでもございますので、影響の程度についてしっかり評価をしていきたいと考えております。

造成の期間のお話ですが、今回の事業は確かに広いところでございますので、段階的な設備をすることを考えております。

細かい工程を今回はお示しできていないという状況ですが、一気に全部造成をかけてという話ではなくて、順序立ててやっていくということですので、それなりの期間を取っているというのが現状でございます。

ですので、造成をやる内容については、先ほどから申し上げているとおり、整地に近いレベルの造成と考えているものの、段階的にやっていきますので、どうしても期間が長く見えてきてしまうというのが実態でございます。

それから、冷却用の排水に関してですが、こちらにつきましては、設備計画がまだ詳細に決まってきたいないところでございます。

地下水の利用を考えていきたいということも、検討の余地として考えておりますが、当然、使ったものをどう処理していくのかということが重要になってまいりますので、その点につきましても、しっかり検討して整理していきたいと思っております。

それから、汚水排水の中身についてでございますが、基本的に、物流施設とデータセンターも事務所レベルのものしか、施設の中に入ってこないということでございます。

皆さんにも公開して使っていただく施設が1つ入るといふお話をさせていただいておりますが、そこにつきましては、可能性としての話ですが、当然、飲食とかに伴うものも検討し

ていくことになろうかと思えます。

ですので、汚水排水に関しましては、事務所レベルから出てくる、トイレとか洗面で使うような汚水のもの、共用の施設が入るところからの、飲食を伴うものでの排水というものが考えられるというところがございます。

最後に、車道と歩道のところの話ですが、計画地内での新設道路に関しましては、詳細を今検討しつつあるというところがございます。

具体的な幅員や車道の断面構成等につきましては、今検討を進めている最中で、幅員は16m前後になるかというところを想定しているものの、現状ではまだ固まっていない状況ですので、調査計画書の中ではまだ記載をしていないという状況でございます。予測の条件にもなりますので、評価書案を作成する段階までには決めていきたいと考えているところがございます。

○池本委員 今お聞かせいただいた点で、少し追加でお聞かせいただきたい点があります。

まずは、44 ページの真ん中の、保全対象と考えられているというところで、私の分野と違うところで申しわけないのですが、124 ページの調査地点で、例えば、ここは、南北道路が通っていますが、東西方向には通っていないところで、新たに、道路沿道としての負荷が高くなるかと思っておりますが、その観点で予想がされていないような感じがしていますので、この辺りも、騒音・振動の調査地点として追加したほうがいいのではないかと思います。

これまでいろいろ意見をいただいていたところで、その点が出ていたのかどうかについて気になりましたので、よかったら教えていただきたいと思えます。

2 点目は、段階的造成というお話でしたが、多分ないとは思いますが、ゴルフ場を運営しながらやることはないという理解でよいかということです。

3 点目は、「生活排水」の定義と「汚水排水」の定義ですが、ちょっと調べていただければいいと思えますが、今のお話の範ちゅうですと、全部「生活排水」に入るのではないかと思います。

ですので、定義をしっかり確認した上で記載していただくのがいいかなと思えました。

○質問者 ありがとうございます。オオバでございます。

まず、今御指摘いただきました124 ページの件でございます。場所の選定に関しましては、縦軸の、昭島市内で「はなみずき道路」と呼んでいる道路ですが、こちらの道の代表点というところで、③の地点を選定していたというのが実態でございます。

ご指摘の点で、もう少し南といいますか、施設の脇辺りでの調査も必要ではないかというお話かと理解しましたが、先ほどからお話をさせていただきました追加の検討というところの観点で、こちらの考えとしましては、この道の代表点としては③と考えていたものの、その考えが皆様のほうに至らないところがあったのかという点を反省しておりますので、調査地点の追加という観点では、対応を考えていきたいと思っております。

あと、ゴルフ場を運営しつつというお話がございましたが、基本的には一旦完全にクローズという形でやってまいります。

あと「生活排水」についてですが、定義等を確認しながら、しっかりした図書となるように、今後進めていきたいと思っております。

御助言をいただきありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、質疑応答を終わりたいと思っております。

事業者の皆様、ありがとうございました。それでは、事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○柳会長 それでは、続きまして、「多摩都市モノレール(上北台～箱根ヶ崎)建設事業」環境影響評価調査計画書の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

それでは、まずは、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○柳会長 それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。御準備ができましたら説明をお願いいたします。

なお、説明される事業者の方は、冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○事業者 本日はお時間をいただきましてありがとうございます。

多摩都市モノレール(上北台～箱根ヶ崎)建設事業の環境影響評価調査計画書について御説明をさせていただきます。

私は、東京都建設局道路建設部計画課道路モノレール計画担当と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、同じく東京都建設局道路建設部計画課の職員が2名、東京都都市整備局交通企画課の職員も2名、多摩都市モノレール株式会社から2名、それと委託会社であります株式会社総合環境計画さんから1名出席をさせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

資料につきましては、お手元の薄茶色の冊子を御覧いただければと思います。

それでは、初めに1ページを御覧いただければと思います。

事業者の名称などになります。事業者は、東京都及び多摩都市モノレール株式会社、環境影響評価の実施者につきましては、都市計画を定めるものとして東京都になります。対象事業の名称は、多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業、種類は、モノレールの建設でございます。

続きまして、2ページ並びに3ページを御覧いただければと思います。

対象事業の内容になります。本事業は、多摩都市モノレール多摩センターから上北台の約16 kmを、東京都東大和市上北台一丁目地内の多摩都市モノレール上北台駅付近を起点とし、東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎地内を終点とする、約7.0 kmにモノレールを建設し、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町を通過するものです。

多摩都市モノレール上北台駅付近及びJR八高線箱根ヶ崎駅付近を除き、新青梅街道の上部に高架構造の跨座型モノレールを複線軌道で併設する計画です。

この事業を推進することにより、多摩地域の活力及び魅力の向上と鉄道の交通利便性の向上が期待されます。

続きまして、4ページを御覧ください。事業計画の概要になります。

本事業は、新青梅街道の道路中央部や歩道部にモノレールの支柱を設置し、起点である上北台駅付近の既設区間に接続させる計画です。なお、現在、新青梅街道では道路拡幅事業を実施中です。

駅については、本事業区間において7駅を整備する計画としており、新設される駅名は現時点で仮称としていますが、事業者となる多摩都市モノレール株式会社が決定の方法を含め今後検討することとなります。

なお、以降については、各駅の仮称の表現を省略させていただきますので、御了承願います。

次に、事業区間の構造について御説明いたします。7ページを御覧ください。

一般軌道部の構造は、図4.2-4に記載しております。幅員が8m、軌道桁までの高さが約

13m、車両を含めた高さが約 17mになります。

続いて、駅部の計画になります。10 ページを御覧ください。

No.1 駅から No.6 駅は高架構造で、コンコース階とホーム階がある二層式の駅舎として、ホームの形状は駅舎中央にホームのある島式ホームとしております。幅員は約 16m、高さが約 20mになります。

13 ページを御覧ください。No.7 駅は、米軍横田基地の航空制限がかかる区域であり、その制約を満たすため、他の駅と異なりコンコース階とモノレールに乗車するホーム階とが同一階にある一層式の駅舎としています。ホームは他の駅と同様に、島式ホームとしています。幅員は約 15m、高さが約 13mになります。

続いて、14 ページを御覧ください。施工計画になります。

工事年数は、全体で約 10 年程度としております。施工工程は表 4.2-2 に示すとおりであり、工事としまして準備工事、軌道工事、駅舎工事、設備工事に大別されます。各箇所の施工方法及び施工イメージは、14 ページから 23 ページを御参照いただければと思います。

次に、施工順序です。17 ページを御覧ください。

一般軌道部について御説明いたします。まず、新青梅街道の道路中央部分に施工ヤードを確保します。交通量が多いことを考慮して、道路の両側に幅 2mの歩道を確保し、車道は片側 2 車線、両側で 4 車線を確保します。

施工ヤードの確保後、18 ページ、19 ページのステップを経て、20 ページ上段にあるとおり、モノレールの支柱を構築します。

モノレールの支柱を構築後、P C 軌道桁を架設いたします。架設時は、夜間に車線規制を行いながら、現地まで P C 軌道桁を運搬し架設を行います。架設は上下線分の 2 本の桁を一晩で行うことを想定しております。

交差点部は、鋼製軌道桁及び支柱で構成されます。支柱を構築後、鋼製軌道桁の構築を進めます。

夜間にセミトレーラー等により、部材を運搬可能な大きさに分割した状態で、現地まで運搬し、架設の鋼製支保工及びトラッククレーンを用いて架設いたします。架設後、仮設足場を構築し、ボルト締め、溶接、塗装などの組立て作業を行い完了となります。

16 ページにお戻り願います。本事業の基礎工事の規模について御説明いたします。

本事業区間における下部工の基礎形式は、直接基礎を基本としており、土被りは 1.5mを確保することといたします。基礎寸法について、橋軸方向、橋軸直角方向ともに約 6mから

9mであり、掘削する深さは3mを基本とし、8ページの図にありますとおり、残堀川付近のみ約13mで計画しています。

続いて22ページを御覧ください。施工に用いる主な建設機械及び工事用車両です。

掘削及び埋戻し工では、バックホウ、ダンプトラック等、基礎工ではクレーン等、コンクリート工では、コンクリートポンプ車等を計画しています。

工事車両には、建設発生土を運搬するダンプトラック、建設機械及び仮設用資材を運搬するトレーラーまたはトラック、コンクリートを運搬するコンクリートミキサー車、鋼構造部材やPC桁を運搬するポールトレーラーを計画しています。

工事用車両の主な走行ルートは、都道5号新宿青梅線、新青梅街道及び青梅街道、都道43号立川東大和線、都道166号瑞穂あきる野八王子線、国道16号などの主要道路を使用する想定をしております。

工事用車両台数の合計は、最大で1日往復130台、事業区間を7区間に分けた各ブロックの最大台数は、1日往復20台から32台を想定しております。現況の交通量に対する工事用車両の増加割合は0.3%程度と少ないことを想定しております。

続いて、130ページを御覧ください。この事業における環境影響評価の項目になります。

選定した項目は、131ページの表7-1環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表に示すとおり、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物の計8項目を選定いたしました。

次に、選定した項目とその理由になります。132ページを御覧ください。

まず、騒音・振動です。工事の施行中の建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動、工事完了後のモノレール走行に伴う騒音・振動を選定しております。工事用車両の走行に伴う騒音・振動につきましては、現況交通量に対する工事用車両の割合が小さいため、環境影響評価の項目として選定しておりません。

続いて133ページを御覧ください。低周波音につきましては、工事の施行中に一般に市街地の工事で使用される建設機械類及び低騒音型の建設機械類を使用し、工事完了後のモノレール走行についても、低周波音の発生が問題となるような構造、走行速度などの計画がないことから、環境影響評価の項目として選定しておりません。

土壌汚染について、事業区間においては土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域は存在しないものの、土地利用の履歴などにより、一部の土地において土壌汚染のおそれがないものと判断できないため、環境影響評価の項目として選定いたしました。

日影については、工事の完了後において、高架構造物（駅部、軌道部）の存在が、日影に影響を及ぼすことが考えられるため、環境影響評価の項目として選定いたしました。

電波障害については、工事の完了後において、高架構造物（駅部、軌道部）の存在及びモノレールの走行が、テレビ電波の受信に影響を及ぼすことが考えられるため、環境影響評価の項目として選定いたしました。

景観については、工事の完了後において、高架構造物（駅部、軌道部）の存在が景観に影響を及ぼすことが考えられるため、環境影響評価の項目として選定いたしました。

続いて 134 ページを御覧ください。史跡・文化財について、事業区間の一部である都道 166 号瑞穂あきる野八王子線の計画地西側近傍に、瑞穂町指定史跡である「加藤塚」が存在するものの、計画では本路線計画地東側に施工ヤードを設けるため、加藤塚と十分な離隔が確保されていること、そして掘削深は約 3m を基本としており、加藤塚へ影響は及ぼさないと考えますが、工事の完了後において、高架構造物の存在が、加藤塚周辺の環境に影響を及ぼすことが考えられるため、環境影響評価の項目として選定いたしました。

なお、埋蔵文化財については、事業区間に周知されている埋蔵文化財包蔵地は存在しないこと、また、加藤塚については、平成 24 年に発掘調査が終了していることから、予測評価の対象としておりません。

自然との触れ合い活動の場について、工事の施行中において野山北公園自転車道等の事業区間が交差することから、自然との触れ合い活動の場への影響を及ぼすことが考えられるため、環境影響評価の項目として選定いたしました。

廃棄物について、工事の施行中において建設廃棄物及び建設発生土が生じるとから、環境影響評価の項目として選定いたしました。

続いて 135 ページを御覧ください。選定しなかった項目及びその理由についてです。

大気汚染につきましては、建設機械の同時稼働台数が少ないことや、現況交通量に対する工事用車両の割合が少ないことから、周辺の環境に影響を及ぼす影響は少ないと考えます。

工事完了後においては、モノレールは電力で起動し、モノレールの走行に伴い大気汚染物質は発生しません。

悪臭につきましては、悪臭の発生が問題となる環境影響要因はありません。

水質汚濁につきましては、工事の施行中に発生する排水は、全て工事区域内で処理したあと、事業区間周辺の公共下水道に放流することから、水質汚濁に影響を及ぼす要因はありません。

工事の完了後におきまして、駅などの施設から発生する雑排水等は、事業区間周辺の公共下水道に排水することから、水質汚濁への影響ないと考えられます。

続いて136ページを御覧ください。地盤につきましては、本事業では掘削工を実施しますが、高架構造物（駅部、軌道部）の掘削深は約3mを基本として、残堀川付近のみ約13mで計画しており、大規模な地下掘削や地下水の揚水、連続した地下構造物の設置などを行わないこと、地表面付近の表土火山灰層の下は安定した立川礫層の地盤であるため、地盤変形及び地下水への影響はないと考えられます。

地形・地質につきましては、事業区間及びその周辺に特異な地形・地質は確認されていないことや、本事業では掘削工を実施しますが、高架構造物（駅部、軌道部）の掘削深は約3mを基本として、残堀川付近のみ約13mで計画しており、大規模な地下掘削や地下水の揚水、連続した地下構造物の設置など行わないこと、地表面付近の表土火山灰層の下は安定した立川礫層の地盤であるため、土地の安定性への影響はないと考えられます。

水循環につきましては、本事業では掘削工を実施しますが、高架構造物（駅部、軌道部）の掘削深は約3mを基本として、残堀川付近のみ約13mで計画しており、大規模な地下掘削や地下水の揚水、連続した地下構造物の設置など行わないこと、地表面付近の表土火山灰層の下は安定した立川礫層の地盤であるため、地下水及び湧水への影響はないと考えられます。

続いて137ページを御覧ください。生物・生態系につきましては、本事業は主に既存の道路敷地、新青梅街道などを利用するもので、事業区間やその周辺は既に市街地化されており、現状の動植物の生息・生育環境となっている緑地等を改変しないことから、生物・生態系に影響はないと考えられます。

風環境について、設置する高架構造物（駅部、軌道部）の高さは約20m程度であり、周辺の建築物の高さを大きく上回ることはなく、下部は開放されていることから、風環境への影響は小さいと考えられます。

温室効果ガスについて、工事の施行中において、建設機械の稼働により温室効果ガスの発生はありますが、限られた事業用地内での稼働であり、稼働台数は少なく、本事業による温室効果ガスの影響は小さいと考えられます。工事の完了後においても温室効果ガスの発生が問題となる要因はありません。

以上のことが選定しなかった項目及びその理由になります。

御説明は以上になります。

○柳会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御質問等がございますか。

環境影響評価調査計画書の部会審議については、第一部会で審議を行っていただきますが、調査計画書についての部会審議は、項目選定及び項目別審議に引き続き総括審議となりますので、事業者に対して確認しておかなければならない点がありましたら、質疑応答をしていただければと思います。

それでは、どなたからでも結構ですのでお願いいたします。

宮越第二部会長、お願いいたします。

○宮越第二部会長 御説明ありがとうございました。私から1点御質問させていただきます。

今回の選定しなかった項目に、地盤、地形・地質、水循環が含まれていますが、その中の説明の中で、大規模な地下掘削や地下水の揚水は行わないと書いてありますが、どこまで「大規模な」がかかるのかが、ちょっと理解できなかったです。

地下水の揚水は全く行わないと考えてよろしいですか。それとも、大規模なものを行わないのでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。

地下水につきましては、基本的な揚水は行わない予定でございまして、掘削した際に地下水が出てきた場合につきましては、施工の関係上、排水はしますが、基本的には揚水等は行わない予定でございます。

○宮越第二部会長 では、掘削で地下水が出てきたときは揚水するということですね。分かりました。

書き方としては、出てきた水も地下水ですから、やはり、地下水を揚水している、くみ上げていると思いますので、それは正確に書いていただいたほうがいいのではないかと思います。

その上で、残堀川付近で13mの掘削をするということですが、ここの具体的な場所等は分かりませんので、今あてずっぽうには言えないのですが、13mも掘ると地下水面が出てくるのではないかと思うのですが、そうすると、当然出てきた水はくみ上げるわけで、地下水を揚水するということになると思います。

もしかすると、地下水面がもっと深くてもうならないかもしれませんが、その場合、何か、生物・生態系のところで、残堀川を改変しないから、生物・生態系も評価項目に含まないということでしたが、残堀川への影響というのはないのでしょうか。特に残堀川の流量への影響はないのですか。

○事業者 そうですね。残堀川への影響につきましては、ないものと考えております。

○宮越第二部会長 掘削する場所の近さが、地図からはよく分からないのですが、極めて近い場合は、規模に応じてですが、河川の流量とかに影響を与えることがあるような気がするのですが、ないと言えるのはどうしてでしょうか。

距離が大幅に離れているからとか、この周辺の地下水が残堀川に影響を与えないような地下水面の形状をしているとかいった説明がないと、「影響はない」と言われているだけだと、どうして影響がないのだろうと思ってしまいます。

例えば、地下の地下躯体をつくるときに、「周辺をちゃんと止水壁を設けて掘削します」という説明があったら理解できるのですが、今のところそういった説明はこの中になかったように思いますので、「影響がない」というのがどうしてなのかということに疑問を持ちました。

○事業者 この環境影響調査計画書上だと場所が分かりづらいのですが、残堀川と新青梅街道は鋭角に交差しています。ここは、8 ページにございますとおり、円筒形の深層型の基礎で施工させていただくのですが、ライナープレート等で掘り進めて行く予定にしております。

ですので、河川との距離ですとか、施工方法は高性能ライナープレートでやっていくという関係で、河川への流量の影響についてはないものと考えているところです。

○宮越第二部会長 構造物ができたあとの、流動阻害とかは、もちろん地下の躯体は連続していませんからないだろうと思いますが、工事のときに地下を 13m掘削して、その際の影響で、地下水が出てきて汲まなければいけなかったときに、その影響が残堀川にないのかということ、私は心配していました。コメントとしてお伝えいたします。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 よろしくお願いします。

2 点お尋ねしたいのですが、まず、1 点目は、146 ページに騒音・振動に係る予測及び評価の手法というところで、工事の完了後のモノレールの走行に伴う騒音・振動の予測が記載されています。

これを見ると、特に騒音については、併設道路等の官民境界の地上 1.2mで予測していると書かれていますが、このモノレールは高架ですので、結構高い位置で、十数mから 20mの間ぐらいを走行すると思います。

そうすると、地上 1.2mでスコアは当然していただきたいのですが、それに加えて、モノ

レールが実際に走行する高さでも予測していただいたほうがいいのではないかと思います。

もう1点は、132 ページに、選定した項目及びその理由というのが書かれていて、騒音・振動についていくつか書かれていますが、これを見ると、工事の施行中のこともそうですが、先ほどの話の中で、夜間工事を実施するというお話だったのですが、ここには特に夜間とか昼間とか区別が書かれていません。

特に夜間工事に限定した評価をするかどうかは分かりませんが、夜間工事というのはやはり周辺住民からすると気になる場所だと思いますので、昼間と夜間を区別した評価をするのかどうかというのをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○事業者 御質問ありがとうございます。

まず、1点目の146 ページのモノレールの騒音の高さを測るところでございます。

こちらは、146 ページに記載させていただいている評価方法にあります、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」というものの中で、「1.2mのところを確認する」というのがございますので、こちらでは1.2mとさせていただきました。

当該地は沿道に建物等ありますが、特に高層の建物等がないということもありますので、今こういう表現にさせていただいておりますが、委員からいただいた御意見につきましては検討させていただければと思います。

2点目は、132 ページにあります騒音等、昼間と夜間に分けて調査するのかということでございます。

今回、施工にあたりましては、17 ページにございます施工の方法の図をご覧になっていただけますでしょうか。

道路の中央に常設の作業帯を設ける計画としておりまして、今後、交通管理者との協議にもなりますが、基本的には昼間に作業をさせていただければと考えているところではございます。

ただ、夜間につきましては、軌道桁の架設などは、やはり夜間に作業をすることになろうかと思いますので、そちらについても今後検討させていただければと思います。

○高橋委員 ありがとうございます。

モノレールの高さでの測定とか予測に関してですが、ほかの事業でもこういう高架の鉄道をつくる時に、高架の高さで予測していただいたという例もありますので、できるだけ予測する方向で検討させていただければと思います。

それから、おそらく夜間工事というのは量自体は昼間の工事よりは少ないだろうと思いま

すが、やはり、住民としては気になる場所だと思いますので、実際には予測しないことになってもいいのですが、検討していただくとともに、少なくとも 23 ページの環境保全に係る配慮事項という項目がありますが、こういうところには文書という形で、「夜間工事をするときにはこういう配慮をする」ということは書いていただきたいと思います。

○柳会長 事業者の方、よろしいでしょうか。

○事業者 はい、承知いたしました。検討させていただければと思います。

○柳会長 それでは、廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員

高橋委員の御指摘もとてもだと思ひまして、私も繰返しお願いしたいと思ひます。

2 つとも同じなのですが、その軌道の高さの建物が全くないというのであれば、おっしゃる意味は分かるのですが、「ない」と言えないのであれば、その高さも参考に予測計算をしていただいて、実際にどの程度かということを示していただきたいのと、夜に音を出すというのは、睡眠妨害に必ずつながりますので、それに対する配慮をやはり書いていただくのが大切なことかなと思ひます。

ですので、繰返しになりますが、この 2 つの点についてお願いさせていただきたいと思ひます。

私からの確認事項は 1 点だけです。「大規模改良指針に基づいて評価する」と書いてありますが、予測方法について特に書いてないので、どういうふうにされる予定なのかということだけを教えていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○事業者 御意見ありがとうございました。承知いたしました。

予測の方法ですが、現在の都市モノレールは開業している区間がございますので、そちらにおける現況値をもとに類推するというようなことを考えております。

○廣江委員 分かりました。

モノレールのデータというのは、鉄軌道のデータと比べて、公開されないというか、表に出てこないものが多いですので、実際に今建っているところで類似区間を参考に、予測されるということでした。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、齋藤第一部長、お願いいたします。

○齋藤第一部長 温室効果ガスについてお尋ねしたいと思ひます。

137 ページに選定しなかった項目とその理由が述べられていますが、まず、一つは、工事の完了後、つまり、「供用において温室効果ガスの発生が問題となる要因はない」というこ

とではあるのですが、電気の使用量というか、省エネという意味ではいろいろあるのではないかなと思います。

車両の選定の問題であるとか、軌道、それから運転の管理というか、維持管理も含めてですが、そういったところはこういった工夫をされるご予定なのかお尋ねしたいと思います。

○事業者 御質問ありがとうございます。

供用後におきましては、直接、温室効果ガスを発生させるような運行はしないのですが、当然、電気で稼働しているモノレールでございます。

電力の消費量に関しましては、駅舎、設備等の節電対策ですとか、運行車両もできるだけ節電の対策をされた車両を導入したりですとか、あと、ブレーキをかけたときなど回生電力などを回収して、そちらを再利用するなど、節電には努めたいと考えております。

○齋藤第一部長 例えば、走行距離当たりのエネルギー消費量であったり、もしくは運搬一人当たりであったり、そういったものが、他の公共交通を使う場合、それから一般の自動車を使う場合との比較等の中で、改善できる部分もあるのではないかなと思います。

ですので、環境影響評価の中に入れなくても結構ですが、そういった努力に関してはぜひ公開をしていただいて、そういったところを配慮しているというところをアピールしていただければよいかなと思います。

それとここの記述の中で、「限られた事業用地内の稼働であり」という表現と、それから、「本事業への影響は小さいと考えられます」という、この2点の表現については、どういう意図なのかということを確認したいと思います。

ポイントをお話ししますと、「事業用地内の稼働である」ということは、重要ではないだろうと、特に温室効果ガスですので、それは問題点がすり替わってしまっていると思います。それと、「本事業への影響は小さい」とはどういう意味なのかということところです。

○事業者 御質問ありがとうございます。

137 ページのところ、確かに部長がおっしゃったとおり、温室効果ガスなので、「限られた事業用地内の稼働であり」というのは、施工の場所が道路中央部という限られた用地の中での稼働であるということであったので、こういった表現を記載しているところがございます。

「稼働台数は少なく、本事業の影響は小さいと考えられます」というのは、新青梅街道自体が道路交通の多い重交通路線であることもございまして、施工に伴って建設機械を動かすことで、温室効果ガスに与える影響としては小さいのではないかと考えて、このように記載

をさせていただいたところです。

○齋藤第一部長 分かりました。

「本事業への」というのがちょっと気になっただけで、ちょっと言葉上なのですが、非常に分かりにくい表現になっているし、誤解を生むというか、温室効果ガスの問題を誤解されているのではないかと受け取ってしまう可能性があるのでは、記述に関しては気をつけていただきたいと思いました。

○事業者 承知しました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、水本委員からどうぞ。

○水本委員 131 ページと 134 ページについて質問させてください。

選定の項目としては、史跡・文化財を選んでいただいているのですが、「施設の存在」というところが○になっていて、「施設の建設」というところで、おそらく「加藤塚」のみを対象として考えているので、こういったマル付けになっていると思います。

134 ページについて、現状では埋蔵文化財包蔵地は存在していないということを理解はしていますが、こちらやはり東大和市さんと武蔵村山市さんと瑞穂町さんの教育委員会、あるいは文化財担当部署とよく連携してやってほしいところがあります。

ですので、それについて、そのコメント部分に、付け足しといいますか、そこと連携しながら、現状では周知されている物はないけれども、埋蔵文化財については、今後工事が発生した際に確認されれば必ずやらなければならない項目になりますので、「その場合は教育委員会と連携をとりながら、基本的には文化財保護法に則ってやります」というようなコメントが欲しいなと思います。

それについてお願いしても大丈夫でしょうか。質問としてはそれだけです。

○事業者 御質問ありがとうございます。

委員が話されましたとおり、私どもが事業させていただく際には、当然、文化財保護法等に基づいてさせていただいておりますので、現在周知の埋蔵文化財包蔵地はないのですが、事業にあたりましては各市町の教育委員会と連携を図りながら事業を進めていきたいと考えております。

○水本委員 その旨を、文化財保護法という文言と、三市町の教育委員会というところを盛り込んでいただけると、よりよくなると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事業者 それでは、宮越第二部長、お願いいたします。

○宮越第二部長 先ほど、私から水循環、地形・地質、地盤について質問させていただき

ましたが、補足させてください。私の言いたいことが伝わっていなかったかもしれないので、説明が悪くて申し訳ないです。

私が心配しているのは、13mを残堀川の近くで掘削されるとのことですが、通常、河川の河床に対して周辺の地下水位は高い位置にあって、だから河川に地下水が供給されているような状況だと思います。

しかし、13m掘削してしまえば、この関係が逆になってしまい、河床よりもその掘削した底面、そこで水を汲むわけですが、そうすると、河川の水に影響してしまうのではないかと、河川の水を引き込んでしまうのではないかとという心配がありました。

通常はそうならないように、工法等で工夫されると思うのですが、もしそうであるならば、その旨もきちんと書いていただいたほうがいいと思います。

実際に地下水の揚水が全くなければ、そういったことは、地下水に関する工法について言及する必要はないと思うのですが、さっきお話し伺ったときに、「もしかしたら汲むかもしれない」というような御回答だったと思います。

「掘削した底面で水が出てきた場合は、地下水を揚水するかもしれない」ということだったと思いますので、そのような配慮があったほうが丁寧だと思います。

特に、生物・生態系のところで、「河川を改変しない」と書いてあるのですが、川の水が減ってしまったら、間接的な改変になると思いますので、生物・生態系のところにも影響が及んでしまうので、丁寧な記載があったほうがいいと思います。

○事業者 はい、ありがとうございます。

○柳会長 それでは、池本委員、お願いいたします。

○池本委員 1点確認させていただきたいのですが、7つ設置する駅の中で、店舗を設置する予定はどれもないという計画だという理解でよろしいでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。

店舗の設置につきましては、現在のところ決まったものはございませんが、既設の開業区間などを考えますと、「その他収益施設」として店舗の設置をしている例が多い状態でございます。ですので、開業後も店舗設置可能な駅があれば、設置する可能性はあるということで、今のところは考えております。

○池本委員 そうしましたら、計画ではないので記載の仕方は難しいとは思いますが、可能性のある部分については、なるべく悪条件側で見ていただいたほうがいいのかなと感じています。

最終的には第一部会での議論に委ねることになると思いますが、廃棄物の観点で言うと、供用時の予測対象になっていませんので、そういったものが店舗によっては対象になってくる場合もあるかもしれないので、その辺りを御留意いただくのもいいのかなと思います。

○事業者 ありがとうございます。記載方法につきましては検討させていただきたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、質疑応答を以上で終わりたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。それでは、事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○椿野アセスメント担当課長 それでは、受理報告を続けます。

10月受理報告に係る助言事項一覧・事業者回答につきましては、「なし」となっております。

11月受理報告に係る助言事項一覧についても、「なし」となっております。

以上でございます。

○柳会長 それでは、受理報告についてはこれで終わりたいと思います。

そのほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は、「退出ボタン」を押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午後0時28分閉会)